

# 農地等の利用の最適化の推進に関する指針

令和 7 年 5 月 1 9 日改定

箕面市農業委員会

## 第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

農地所有者の意向調査（令和 5 年 4 月）では、「規模を拡大したい」が約 11.9%に対し、「規模を縮小したい、農業を辞めたい」は約 31.6%と多く、意欲的な農業者や後継者の不足が浮彫となっており、農地保全や地域農業の安定的な継承にとって大きな課題となっている。

遊休農地の発生「朝市」や「学校給食」など地産地消を基軸とした魅力ある域内消費市場の充実も活かして、後継者の就農や担い手の参入といった人材の確保に取組み、その定着と育成を支援することにより認定農業者等の担い手の確保や新規就農者の参入を促進し、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 19 条第 1 項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

農業委員の活動を通じて、遊休農地の発生防止と担い手の育成、地域農業の振興が一体的に進んでいくよう、法第 7 条第 1 項に基づき、箕面市農業委員会の「農地等の利用の最適化指針」として、具体的な目標（①遊休農地の解消目標、②担い手への農地集積目標、③新規参入の促進目標）と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を定める。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の解消・発生防止について

#### (1) 遊休農地の解消目標 (単位: m<sup>2</sup>)

|                  | 農地面積 (A)  | 遊休農地面積 (B) | 遊休割合 (B/A) |
|------------------|-----------|------------|------------|
| 現状 (令和7年4月)      | 1,615,804 | 0          | 0%         |
| 2年後の目標 (令和9年4月)  | 1,615,804 | 0          | 0%         |
| 5年後の目標 (令和12年4月) | 1,615,804 | 0          | 0%         |

#### (2) 遊休農地の解消・発生防止の具体的な推進方法

##### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- ・農地法第30条第1項の規定による利用状況調査と同法第32条第1項の規定による利用意向調査の実施は、月2回の農地パトロールを定例実施することで対応し、農業者や農地相続人の相談役、実行組合・水利組合など集落組織とのパイプ役となり、農業者や地域の抱える課題について適切に対応していく。
- ・利用意向調査結果に基づき、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- ・利用状況調査と意向調査の状況は、総会及び農地利用最適化推進委員会において共有、幅広く審議し、市域全体としてバランスもとれた適切な解決につなげていく。

##### ② 相続農地への対応について

- ・農地法第3条の3第1項では、農地の相続人に対し10カ月以内の届出が義務付けられている。農業者に届出義務の周知を行い、相続人不明農地を減らしていく。
- ・非農家による農地相続の場合等に、管理困難等の事情から相続放棄を検討されるケースも生じている。長期的な低未利用状態のまま放置される事態等も想定され、地域農業への悪影響も懸念される。相続人への選択肢として、「相続したうえでの貸借」による農地保全や「市への寄附」など提案・助言していく。

##### ③ 非農地判断について

- ・雑木が繁茂し復元が困難、かつ復元しても後継者等もなく継続した耕作が困難な農地は、所有者の意向等を踏まえ、現実的な対応として非農地判断を検討していく。

### (3) 遊休農地の解消・発生防止の評価方法

遊休農地の解消・発生防止の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標 (単位：ha)

大阪府農業経営基盤強化促進基本方針及び箕面市農業経営基盤強化促進基本構想などを踏まえ、令和15年度の担い手への集積率42.0%を目標値とする。

|                  | 管内の農地面積 (A) | 集積面積 (B) | 集積率 (B/A) |
|------------------|-------------|----------|-----------|
| 現状 (令和7年4月)      | 132         | 3.8      | 2.9%      |
| 2年後の目標 (令和9年4月)  | 132         | 6.3      | 4.8%      |
| 5年後の目標 (令和12年4月) | 132         | 19.7     | 14.9%     |

\* 管内の農地面積は、地域計画の区域内にある農用地及び生産緑地の合計。

\* 「農地中間管理事業」及び「利用権設定」による担い手への集積面積とする。

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ① 農地中間管理事業の推進による担い手への農地集積

・ 箕面市及び箕面市農業公社との連携のもと、規模拡大を志向する農業者など担い手への農地の利用集積・集約化に向けた情報提供及び利用調整に努めていく。

#### ② 認定農業者等の育成について

・ 国版認定農業者は1農業者、認定新規就農者は8農業者、大阪版認定農業者は28農業者及び1事業体が認定された。引き続き、意欲ある担い手の育成を行い、農地の集積・集約を図っていく。

### (3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 3. 新規参入の促進について

### (1) 新規参入の促進目標

参入希望（申し出）数・利用権設定成立数の実績等を踏まえ、2 経営体/年の参入成立を目標値とする。

|                      | 新規参入者数（個人） | 新規参入者数（法人） |
|----------------------|------------|------------|
| 現状（令和 7 年 4 月）       | 15         | 7          |
| 2 年後の目標（令和 9 年 4 月）  | 19         | 7          |
| 5 年後の目標（令和 12 年 4 月） | 25         | 7          |

\* 前掲「農地中間管理事業」及び「利用権設定」による担い手への集積面積のうち、農業者以外の参入（農外参入）の経営体数とする。

### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

#### ① 関係機関との連携について

- ・大阪府、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある参入希望者を把握する。

#### ② 農業委員会のフォローアップ活動について

- ・新規参入では、地域慣行との調和、実行組合や水利組合との関係調整が必要となる。地域の秩序ある農地利用の観点に立って、農業委員は、新規参入者と地域・行政とのパイプ役を担うとともに、地域に定着できるよう助言・指導等に努めていく。

### **（３）新規参入の促進の評価方法**

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## **第３ 「地域計画」の目標を達成するための役割**

箕面市において策定された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、農業委員会は次の役割を担っていく。

- ①日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ②農家への声掛け等による意向把握
- ③「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ④農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ⑤「地域計画」の定期的な見直しへの協力